

市民の安全を図る

◎ 市民の実践事項

- ① 火災に早く気付いて命を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ② 地域の自主防災活動に進んで参加しましょう。
- ③ 普段から家庭や地域で防災について話し合い、「地域の集合場所」を確認しましょう。
- ④ お年寄りや身体の不自由な方などを、地域ぐるみで災害から守りましょう。
- ⑤ 「放火防止五箇条」を実践しましょう。

「放火防止五箇条」

- ・家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ・夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。
- ・空き家、物置には鍵を掛けましょう。
- ・車やバイクなどのボディカバーは、燃えにくい物を使いましょう。
- ・地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

- ⑥ 身近な地域で防火見回り活動に取り組みましょう。
- ⑦ 火災を出さないために、次のことを実践しましょう。
 - ・寝たばこはやめ、吸い殻は確実に消しましょう。
 - ・電気ストーブなどの暖房器具は正しく使いましょう。
 - ・油を使って調理しているときは、その場を離れないようにしましょう。
 - ・電気器具を正しく使い、電気プラグをこまめに掃除しましょう。
- ⑧ 大切な命を救うために、救命講習を受講し、応急手当を実践しましょう。
- ⑨ 身近な地域にある文化財を災害から守る訓練に参加し、協力体制を築きましょう。

◎ 親子でしっかり火の用心！

- ライター・マッチであそびません
- あぶないはなびあそびはしません
- 子どもの手の届くところにライター・マッチを置きません

◎ 防火の4チェック

- 場所は危険でないか
- 器具は安全か
- 使い方は正しいか
- あと始末は完全か

住宅防火の推進と在宅避難困難者の安全

住宅防火対策

消防局では、住宅火災の防止及び住宅火災による死傷者の減少を目指し、市民生活の安全の確保に努めています。消防職員が住宅等を戸別に訪問し、防火や防災に関する指導の実施や、町内会等を対象にした防火防災教育訓練を実施するなどして、住宅防火を推進しています。

■ 住宅用火災警報器の全世帯への設置

火災の早期発見と火災による死者の低減に大きな効果が期待されている住宅用火災警報器は、住宅防火対策の「決め手」として、全ての住宅に設置する義務があります。

市内では、住宅用火災警報器の設置が進むにつれ、住宅用火災警報器の効果により、火災を未然に防いだ事例や火災の被害を小さく抑えることができた事例が増加しています。

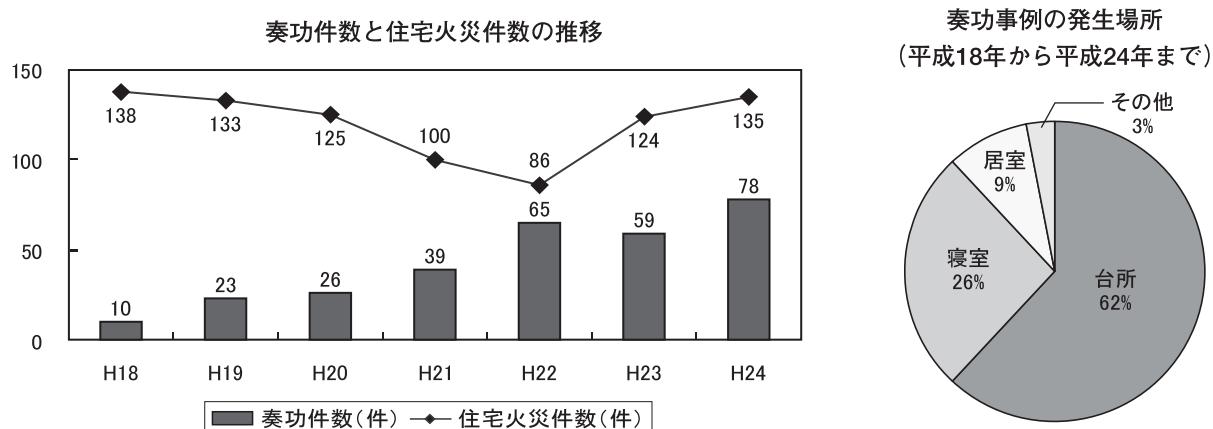
今後は、これらの奏功事例を活用して住宅用火災警報器の重要性を訴え、設置後の適正な維持管理について指導するとともに、訪問防火指導等の機会を利用して未設置世帯(一部設置世帯を含む。)に対する粘り強い是正指導を行い、住宅火災及び火災による死傷者の減少を図ります。

■ 住宅用火災警報器の奏功事例の発生状況

住宅用火災警報器が役に立った事例は、台所で最も多く発生しています。

いつも火を使う台所では、ちょっとした油断から火災になります。

火災に早く気付き、火災による死者を防ぐため、住宅用火災警報器は「寝室」、「階段」、「台所」への設置が必要です。



火災予防運動等

消防局では、春・秋の火災予防運動をはじめ、文化財防火運動や各種の防火運動を実施し、市民の皆さんに火災の予防を呼び掛けています。

各消防署においては、関係機関の協力を得て、誰もが自由に参加できる行事を開催するなど、防火意識の高揚及び防火知識の普及啓発を図っています。

火災予防運動等の実施状況

(平成24年度中)

火災予防運動等の名称	実施期間
山林防火運動	4月20日～4月26日
危険物安全週間	6月3日～6月9日
夏の文化財防火運動	7月12日～7月18日
秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
年末防火運動	12月15日～12月31日
文化財防火運動	1月23日～1月29日
春の火災予防運動	3月1日～3月7日

在宅避難困難者の防火安全対策

高齢化や核家族化が進行し、一人暮らしの高齢者や高齢者同士の世帯の増加に伴い、高齢者が火災で死傷されるケースが多くなっています。

消防局では、高齢者や身体に障害のある方のうち、火災等の災害が発生した場合に自ら避難できない方を在宅避難困難者と位置付け、これらの方を火災から守るための防火安全対策を実施しています。

■ 防火安全指導の実施

消防職員が在宅避難困難者世帯を訪問し、出火防止や人命に係る事項の点検を実施するとともに、その結果に基づき指導又は助言を行っています。

◆ 火災予防上の指導事項

- ・ 火を使用する器具の正しい取扱い
- ・ 避難の容易な場所での就寝
- ・ 介助者に対する避難救出方法の指導
- ・ 安全な喫煙管理
- ・ 住宅用防災機器の設置と維持管理
- ・ 近隣者等との避難救出協力体制づくり

■ 防火アドバイザー研修

高齢者宅等からの出火防止や焼死者防止を図るため、普段高齢者等に接する機会が多いホームヘルパーや老人福祉員等を対象に防火研修を実施し、高齢者宅等を訪問した際に防火のアドバイスを依頼しています。

(平成24年度中)

防火アドバイザー養成数	465人 (累計12,925人)
-------------	---------------------

■ 緊急通報システム(あんしんネット119)

消防局と保健福祉局共同で、在宅の一人暮らしの高齢者や身体に障害のある方等が家庭内で緊急事態に遭われたときに、機器のボタン等を用いて自動的に消防指令センターへ通報できるシステムを運用しています。また、緊急通報システムを利用されている方のうち、自力歩行できない方等を対象に、緊急通報システムへ無線で連動する住宅用火災警報器を設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターへ通報するシステムを運用しています。

■ 消防ファクシミリ

聴覚言語に障害のある方が、加入電話ファクシミリを用いて消防指令センターへ緊急通報できるシステムで、防火・防災に関する相談や火災予防に関する情報提供も行っています。

■ 京都市Web119

聴覚言語に障害のある方が、外出中でも携帯電話のインターネット機能を利用して消防指令センターへ緊急通報できるシステムを運用しています。

■ ふれあい手帳

聴覚言語に障害のある方が、火災や急病等の災害に遭われたときに、付近の方に通報を依頼するための緊急通報依頼カードをお渡ししています(表紙は安心カードになっています)。

■ 安心カード

住所、氏名、生年月日、掛け付け病院等を記入したカードを常に携帯していただき、火災や急病等の災害に遭われたときに、消防隊員や救急隊員に迅速に情報提供するものです。

在宅避難困難者が居住する住宅数

(平成25年3月31日)

一人暮らし	高齢者	38,470
	身体に障害のある方	3,753
家族同居	高齢者	67,384
	身体に障害のある方	7,035
合 計		116,642

事業所の査察・防火管理・防災管理

査 察

査察は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護することを目的として実施しており、査察員が消防法令に基づいて事業所その他の関係のある場所に立ち入り、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、火災予防上の必要な検査や防火指導を行っています。

市内の事業所については、その規模や用途の実態に応じて第1種対象物から第3種対象物までに区分し、査察を実施しています。査察の実施により、消防法令違反や火災予防上危険と認める不備事項を発見したときは、当該事業所の関係者に対して、是正するよう指導し、査察結果通知書等を発行しています。

また、事業所において、重大な消防法令違反や著しい火災発生危険、人命危険が認められるときは、査察の実施を強化するとともに、当該事業所の管理権原者などに警告書又は命令書を発行して、違反是正の促進を図っています。

なお、措置命令等の行政処分を行った場合は、消防法の定めにより、処分を受けた事業所の利用者等に処分事実を開示するため、違反事項等を記載した標識の設置などにより公示を行います。

行政区別の防火対象物数(第1種対象物～第3種対象物)

(平成25年4月1日)

行政区 査察区分	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見	計
第1種対象物	83	72	147	217	119	69	194	88	157	96	193	1,435
第2種対象物	769	754	1,222	1,850	910	729	1,309	1,072	1,345	733	1,854	12,547
第3種対象物	2,659	2,616	3,797	3,262	1,526	2,307	2,562	3,192	3,280	2,228	4,675	32,104
計	3,511	3,442	5,166	5,329	2,555	3,105	4,065	4,352	4,782	3,057	6,722	46,086

備考 1 第1種対象物とは、不特定多数の利用者を収容する一定規模以上の施設、介護老人保健施設等の防火対象物、指定数量以上の危険物の製造所又は予防規程を定めなければならない危険物施設を有する防火対象物(給油取扱所を除く。)、世界遺産(文化遺産)として登録された防火対象物及び重要文化財等の建造物が所在する防火対象物をいいます。

2 第2種対象物とは、第1種対象物以外のもので、防火管理者選任義務対象物、共同防火管理の必要な防火対象物、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設を有する防火対象物等をいいます。

3 第3種対象物とは、第1種対象物及び第2種対象物以外のもので、消火器具設置義務対象物、高圧ガス施設を有する防火対象物、文化財関係対象物等をいいます。

防 火 管 理

百貨店、ホテル、病院、工場等の事業所は、いったん火災が発生すると、人的及び物的共に大きな被害が出るおそれがあるため、これらの事業所の管理権原者に対し、防火管理者、防火責任者等が中心となって、火災を出さないための防火管理体制や出火したときの被害を軽減するための自衛消防体制を確保するよう指導しています。

防 灾 管 理

東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震の発生が切迫している状況を踏まえ、一定規模以上の大規模・高層建築物の消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが消防法で定められています。大規模地震時には、同時多発的に火災や建物倒壊が発生するため、対象事業所に対しては、個々の施設の用途、特徴を踏まえたうえで、自らができる限りの消火活動、通報連絡、救出、救護活動に当たる自助体制の確立を図るよう指導しています。

また、テロ等の災害についても、火災、地震における実施体制や要領等と共通する部分が多いことから、通報連絡や在館者の避難誘導について、対処する体制を整えるよう指導しています。

業態別の防火対象物数

(平成25年4月1日)

令別表区分		業 態	第1種	第2種	第3種	計
(1)	イ	劇 場・映 画 館 等	22	5		27
	ロ	集 会 場 等	33	82	128	243
(2)	イ	キ ャ パ レー・カ フ ェー・ナ イ ツ ク ラ ブ		26	5	31
	ロ	遊 戲 場・ダ ン ス ホ ール	28	25	16	69
	ハ	性 風 俗 店		9	1	10
(3)	二	カラオケボックス・インターネットカフェ等	3	21		24
	イ	待 合・料 理 店 等		72	29	101
	ロ	飲 食 店	26	1,374	355	1,755
(4)		物 品 販 売 店 舗	111	966	473	1,550
展 示 場			1	17	14	32
(5)	イ	ホ テ ル	165	2	4	171
	旅 館	119	36	99		254
	宿 泊 所	50	34	130		214
(6)	ロ	寄 宿 舎・下 宿		81	361	442
	共 同 住 宅		2,192	12,554		14,746
	イ	病 院	92	3	2	97
(7)	ロ	診 療 所・医 院	5	94	301	400
	助 産 所			1	4	5
	ハ	老人福祉施設・児童福祉施設・障害者施設等	103	65	7	175
(8)	二	老人福祉施設・児童福祉施設・障害者施設等	2	150	102	254
	イ	保 育 所		212	30	242
	ロ	幼 稚 園	8	86		94
(9)	二	特 別 支 援 学 校		11		11

令別表区分		業 態	第1種	第2種	第3種	計
(7)	小	学 校		176	7	183
	中	学 校		74	1	75
	高	等 学 校	3	54	3	60
(8)	大	学 校	27	59	9	95
	各	種 学 校 等		73	12	85
	図	書 館・博 物 館 等		32	9	41
(9)	イ	蒸 気 浴 場・熱 気 浴 場 等			2	2
	ロ	公 衆 浴 場		58	97	155
	(10)	駅 舎・停 車 場		38	33	71
(11)	神	社		17	87	104
	寺	院	1	137	827	965
	教	会 等		115	56	171
(12)	工	場	32	135	115	282
	イ	作 業 場	5	279	3,743	4,027
	ロ	ス タ ジ オ		3		3
(13)	イ	自 動 車 車 庫		24	62	86
	ロ	駐 車 場		40	232	272
	航	空 機 格 納 庫		1		1
(14)		倉 庫	2	119	1,603	1,724
(15)	官	公 厅	8	110	74	192
	事	務 所	12	564	1,583	2,159
	そ	の 他	13	647	1,235	1,895
(16)	イ	特 定 複 合 用 途	361	3,470	2,900	6,731
	ロ	特 定 外 複 合 用 途	4	758	4,775	5,537
(16 の 2)		地 下 街	2			2
(17)		文 化 財	197			197
(18)		ア ケ ー ド			24	24
計			1,435	12,547	32,104	46,086

備考 老人福祉施設、児童福祉施設、障害者施設等のうち、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する施設は、令別表区分(6)項口に、その他の施設は(6)項ハに区分しています。

防火管理制度

多数の者を収容する建物の管理権原者に、防火管理の推進役としての防火管理者を定めさせ、防火管理を実施するために必要な事項を消防計画として定めるとともに、この計画に基づいて防火管理上必要な業務を行わせるよう義務付けています。防火管理者には、「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者」で、かつ、「防火管理に関する知識及び技能を有している者」を充てなければならないと消防法で定められています。

自衛消防組織

一定規模以上の大規模・高層建築物の管理権原者に対し、火災、地震等の発生時における在館者の安全確保のため、事業所の従業員等により、初期消火、消防機関への通報、避難誘導等を実施するため、統括管理者を定めた自衛消防組織を置くことが消防法で定められています。自衛消防組織全体を指揮する者として、統括管理者には、自衛消防業務講習修了者又は統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を充てる必要があるほか、自衛消防組織に内部組織(班)を編成する場合には、統括管理者の直近下位の内部組織で各業務を行う要員として統括者(班長)を配置し、教育として自衛消防業務講習を受けることが義務付けられています。

防災管理制度

一定規模以上の大規模・高層建築物の管理権原者に対し、地震等の災害による被害の軽減のため、防災管理者を定めさせ、地震等に対応した防災管理に係る消防計画を作成し、この計画に基づいて訓練を実施するほか、防災管理上必要な業務を行わせることが消防法で定められています。また、管理権原者は、防災管理者に防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務も行わせなければなりません。防災管理者の資格には、「防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者」で、防災管理講習修了者又は防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者と定められています。防災管理者として選任されるには、甲種防火管理者の資格を有した者である必要があります。

防火管理・防災管理に関する講習

該当する事業所に対しては、次の講習を受講するよう指導しています。

■ 防火管理講習

防火対象物の防火管理業務を適切に遂行することができるよう、一定規模の防火対象物には、事業所の規模に応じ甲種又は乙種の防火管理者を選任することとされており、この資格を付与するため、対象となる方が防火管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。

また、甲種防火管理講習には、再講習制度があり、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対して、5年ごとに受講が義務付けられています。

■ 防災管理講習

防火対象物の防災管理業務を適切に遂行することができるよう、一定規模以上の大規模・高層建築物には、防災管理者を選任することとされており、この資格を付与するため、対象となる方が防災管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。防災管理講習には、再講習制度があり、前回の講習終了日から5年ごとに受講が義務付けられています。

■ 自衛消防業務講習

一定規模以上の大規模・高層建築物には、火災、地震等の発生時における在館者の安全確保のため、事業所の従業員等により、初期消火、消防機関への通報、避難誘導等を実施するため、自衛消防組織の設置が義務付けられ、当該組織を指揮する者である統括管理者となる方に対して、自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得するための講習です。自衛消防業務講習には、再講習制度があり、前回の講習終了日から5年ごとに受講が義務付けられています。

■ 防火・防災受託法人等教育担当者講習

防火・防災管理業務の委託を業としている法人等の教育担当者が、教育に必要となる防火・防災管理上必要な知識、技能を習得するための講習です。

点検報告制度

■ 防火対象物定期点検報告制度及び特例認定制度

一定規模、用途の事業所で、火災発生時に人命危険の高い事業所の管理権原者に対して、火災の予防に関する専門的知識を有する者(防火対象物点検資格者)に、火災の予防上必要な事項について定期的(1年に1回)に点検させ、消防署長へ報告する防火対象物定期点検報告制度を指導しています。

また、防火対象物定期点検報告制度の対象となる事業所からの申請により、消防署長が一定期間、消防法令違反がない等、防火上優良であると認めた場合、3年間、点検及び報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防火上優良であると認定された事業所では、それぞれ「防火基準点検済証」や「防火優良認定証」を自ら表示することができます。



■ 自主点検報告表示制度

防火対象物定期点検報告制度の対象外で一定規模以上の旅館、ホテル等の宿泊施設を対象とした制度で、管理権原者に対して、自主的に防火対象物点検資格者又は防火管理者による点検を行い、その結果を消防署長に報告するよう指導しています。

なお、点検の結果、全ての点検項目が点検基準に適合している事業所は「防火自主点検済証」を自ら表示することができます。



防火対象物点検資格者が点検した場合



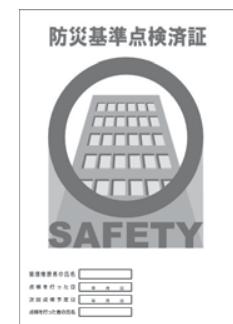
防火管理者が点検した場合

■ 防災管理点検報告制度及び特例認定制度

平成21年6月1日施行の消防法の一部改正に伴い、防災管理が義務となる防火対象物の管理権原者に対して、防災管理に関する専門知識を有する者(防災管理点検資格者)に、防災管理上必要な業務等について定期的(1年に1回)に点検させ、消防署長へ報告する制度が創設されました。防火対象物定期点検報告制度の対象とならない防火対象物についても、防災管理点検報告が義務となります。

また、防火対象物定期点検報告制度と同様に、防災管理点検報告制度の対象となる事業所からの申請により、消防署長が一定期間、消防法令違反がない等、防災管理上優良であると認めた場合、3年間、防災管理点検報告制度に係る点検報告義務を免除する特例認定制度が設けられています(平成24年6月1日から適用)。

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防災管理上優良であると認定される事業所では、それぞれ「防災基準点検済証」や「防災優良認定証」を自ら表示することができます。ただし、防火対象物点検・防災管理点検の両方が義務となる防火対象物は、両方の表示の要件を満たしている場合にのみ、その旨を表示することができます。



防災基準点検済証



防火・防災基準点検済証



防災優良認定証



防火・防災優良認定証

自衛消防連絡組織

消防計画に基づいて設置されている自衛消防隊の充実を図るために、各行政区で自衛消防連絡組織が設けられています。各連絡組織において研修会や訓練を実施し、自衛消防隊の活動に関する知識及び消火、通報並びに避難等の技能の向上を図っています。さらに、これらの連絡組織の調整と統一を図るために「京都市自衛消防隊連絡協議会」が設置されています。本協議会では、自衛消防活動の研究会や訓練大会などを実施して全市的な自衛消防体制の充実を図っています。

文化財防火の推進

京都市内には、世界遺産(文化遺産)(以下「世界遺産」という。)をはじめ、国宝、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区など、数多くの文化財があります。消防局では、これらの文化財を火災等の災害から守るため、様々な文化財の防火・防災対策に取り組んでいます。

1 京都市の文化財

・世界遺産「古都京都の文化財」(京都市内分)

賀茂別雷神社(上賀茂神社)、賀茂御祖神社(下鴨神社)、教王護国寺(東寺)、清水寺、醍醐寺、仁和寺、高山寺、西芳寺(苔寺)、天龍寺、鹿苑寺(金閣寺)、慈照寺(銀閣寺)、龍安寺、本願寺(西本願寺)、二条城

・世界遺産の防火

世界遺産の関係者に対し、自主防火管理体制の強化及び防災施設の整備拡充について指導するとともに、世界遺産の周辺地域の住民に対しても、重点的に防火指導を行っています。

・重要伝統的建造物群保存地区

産寧坂、祇園新橋、嵯峨鳥居本、上賀茂

・重要伝統的建造物群保存地区の防火

歴史的な町並みを保存するため、保存地区の住民や各関係機関と連携し、自主防火管理体制の確立や防災施設の整備拡充について指導を行っています。

文化財保護法による指定・登録文化財等

平成25年4月1日現在

区分	有形文化財				無形文化財		民俗文化財		記念物						重要伝統的建造物群保存地区	重要文化的景観	選定保存技術		登録有形文化財		登録有形民俗文化財		登録記念物				
	国宝		重要文化財		重要無形文化財		重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	特別史跡	特別名勝	特別天然記念物	史跡	名勝	天然記念物			保持者		保持団体		建造物		美術工芸品				
	建造物	美術工芸品	建造物	美術工芸品	保持者	保持団体											保持者	保持団体	建造物	美術工芸品	建造物	美術工芸品					
全国	217	868	2,398	10,476	113	26	213	281	60	30	72	1,682	336	961	102	35	53	31	8,834	13	29	66					
京都市内分	40	167	206	1,640	11	0	3	6	3	12	0	54	37	7	4	0	18	7	298	2	1	0					

備考 重要文化財には国宝を含みます。史跡、名勝、天然記念物には特別史跡、名勝、天然記念物を含みます(数字は指定件数等を示す)。

京都府・京都市文化財保護条例による指定・登録文化財等

平成25年4月1日現在

区分	有形文化財				無形文化財		民俗文化財				記念物				文化的景観	文化財環境保全地区	選定保存技術	決定	選定
	建造物		美術工芸品				有形		無形		史跡		名勝						
	指定	登録	指定	登録	認定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	選定	決定	選定
京都府	117	88	246	39	19	0	2	12	21	70	24	0	18	1	16	7	9	68	7
うち市内	48	7	91	1	10	0	0	0	1	2	3	0	1	0	2	0	0	1	2
京都市	68	25	194	38	0	0	7	3	0	53	16	12	28	3	25	10	0	10	0

2 文化財の防火防災対策

・自主防火管理の徹底

境内等の巡回点検、夜間の閉門、火気使用設備・器具の点検など、出火及び放火火災防止対策を徹底するよう指導しています。

・防火管理者の選任

文化財建造物の収容人員が50人未満の場合であっても、管理権原者に対して防火管理者を選任し、消防計画の作成等の防火管理業務を行わせるよう指導しています。

・自衛消防体制づくり

社寺等において、万一の火災発生時に初期消火、119番通報、文化財の搬出、避難誘導等の一連の活動を迅速、確実、安全に行うことができるよう自衛消防体制の育成指導を行っています。

・防災施設の設置・維持

社寺等の実態に応じて、総合的な防災施設の整備拡充、防災施設や通報体制の自動化、日常点検の実施等について指導を行っています。



・文化財公開時の防火管理の徹底

展覧会等を開催し、美術工芸品等の文化財を公開する場合は、火災が発生した際の搬出計画の作成、禁煙・喫煙場所の設定、消火器の設置など、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

・美術工芸品等の防火管理

美術工芸品等の管理権原者に対し、火災発生時の搬出計画の作成や消火器の設置等、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

・届出に対する防火指導

美術工芸品の公開、文化財建造物の改修、防災施設の設置等について京都市火災予防条例による届出があった場合、防火指導を行い、必要な場合は立入検査を行っています。

・幕・カーテン等の防炎処理

文化財建造物で使用されている美術工芸品等以外の可燃性の幕・カーテン等に防炎処理を施すよう指導し、火災の拡大防止を図っています。

・喫煙・たき火等の制限

文化財建造物又は文化財が所在する建造物の内部や周囲等における喫煙又はたき火等の裸火の使用を制限し、出火防止の徹底を図っています。

・伝統行事等に対する防火指導

伝統行事等の関係者に対し、火災予防措置や自主警備の強化等について指導するとともに、祇園祭等の大規模な伝統行事に対しては、消防警備計画を樹立し、万一の災害に備えています。

・文化財の防火啓発

防火管理研修会、文化財防火・市民講座や自衛消防訓練指導等を通じて、文化財の防火防災に関する知識及び技術の向上や文化財の防火意識の高揚を図っています。

・京都文化財防災対策連絡会

京都大阪森林管理事務所、京都府文化財保護課、京都府文化政策課、京都府消防安全課、京都府警察本部生活安全企画課、京都市文化財保護課、京都市景観政策課、(公財)京都文化財団、(公財)京都市文化観光資源保護財団、(公財)京都古文化保存協会及び京都市消防局の11機関で「京都文化財防災対策連絡会」を結成し、各機関相互の連絡・調整を図りながら、文化財の防火防災の諸問題に対処しています。

・文化財市民レスキュー体制

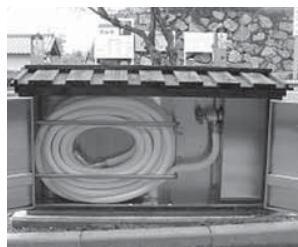
文化財を火災から守るために、地域住民と文化財関係者が連携することにより、平常時の火災予防や災害発生時の消火、通報、文化財の搬出等の初動活動がより迅速に実施できる「文化財市民レスキュー体制」の育成指導等を行っています。

・文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

京都市内の貴重な文化財を地震による大火から守るために、大容量の耐震型防火水槽や市民が容易に利用できる消火栓の整備などを柱とする「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」を平成18年度から東山区清水地域の産寧坂伝統的建造物群保存地区及びその周辺で展開し、平成23年度末には1,500m³級耐震型防火水槽(2基)、送水用動力ポンプ、配水管(2,060m)、市民用消火栓(43基)、消防隊用消火栓(20基)、延焼危険の高い文化財への延焼を防止する「文化財延焼防止放水システム」等の整備が完了し、運用を開始しています。

平成22年度には、文化財と地域を守る「東山区清水・弥栄防災水利ネットワーク」が結成されました。年1回一斉放水訓練を実施し、有効に活用できる地域住民を育成するとともに地域の絆を強固にし、地域防災力の向上を目指しています。

■杉材を使用し、景観に配慮した市民用消火栓



・文化財防災マイスターの養成

文化財社寺等は、広大な敷地を有し、参拝者や観光客等が多い反面、社寺等の関係者は少数であるため、いつ発生するか分からない災害に対して、初動対応可能な人を養成する必要があります。本事業は、文化財愛護の精神が高く、日頃から文化財社寺等を訪れる機会が多い観光ガイド等を対象に、消火訓練や救急訓練を含めた講習を実施し、防火・防災知識を身に着けた観光ガイド等を文化財防災マイスターとして多数養成し、文化財社寺等の参拝者や観光客の安心安全及び文化財保護を図ることを目的としています。

【文化財防災マイスター研修の模様】



放水銃の実放水訓練



普通救命講習

・文化財の搬出に要する文化財セーフティカード等

市内には、建造物はもとより、仏像等の美術工芸品についても、国宝や重要文化財に指定されたもののが多数あります。

文化財社寺において火災が発生したとき、文化的価値のある仏像等の保管場所、構造及び搬出方法を素早く把握し、搬出するため、仏像等の文化財区分、保管場所、構造、搬出人員などの情報を示した「文化財セーフティカード等」を作成し、文化財社寺関係者と消防隊等で情報を共有しています。

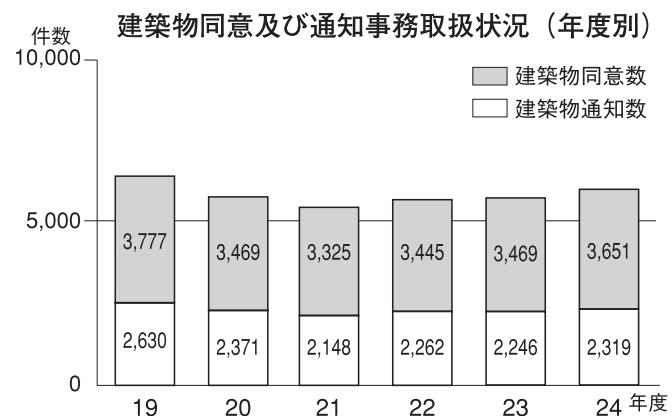
建築物の指導

京都市は、「保全・再生・創造」の基本理念に基づいて、調和のとれた元気あふれるまちづくりに全力を傾けているところです。このような中にあって、市民生活の安全を確保する大きな柱の一つは、個々の建築物の防火・防災対策です。そのため、消防局では、多くの市民等が利用する建築物等に対して、防火・防災上の指導を設計の段階から竣工まで一貫して実施し、安全なまちづくりに積極的に取り組んでいます。

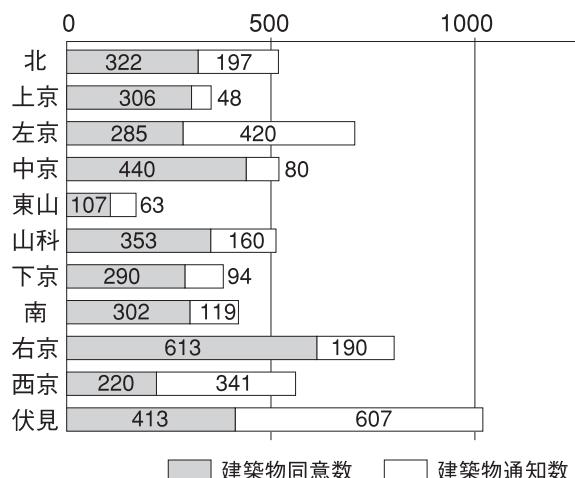
主な建築防火に関する業務

建築物を建築しようとするとき、まず、建築確認申請書を建築主事又は民間機関に提出して、建築確認を受けなければなりません。

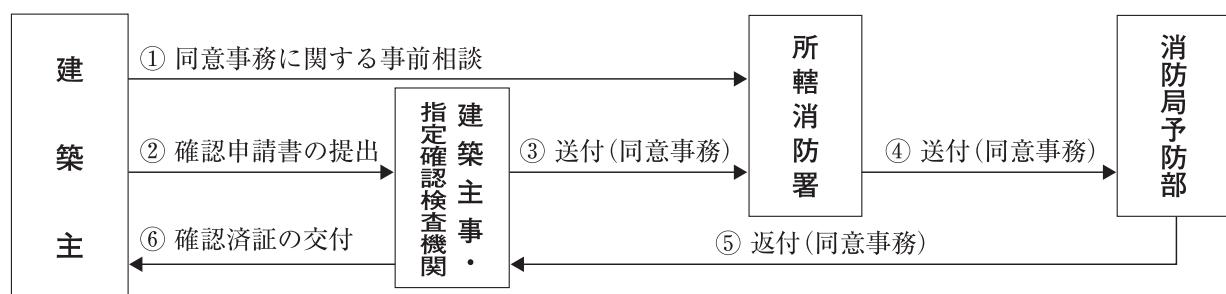
この建築確認を行う場合、消防長又は消防署長の同意を要するため、防火上・避難上の支障の有無を審査しています。ただし、防火地域・準防火地域以外で建築する住宅は通知事務になります。また、用途や規模によっては工事中及び完成時にも検査を行い、建築物の安全化に努めています。



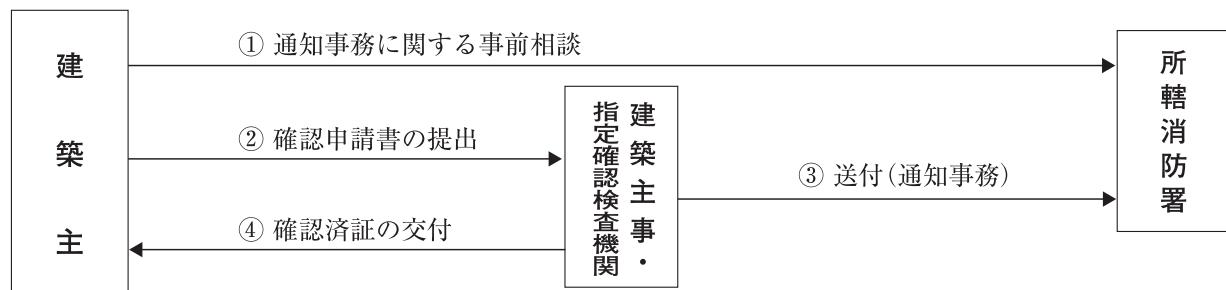
行政区別同意及び通知件数（建築設備を含む）
(平成24年度中)



〔建築確認（同意事務）〕



〔建築確認（通知事務）〕



建築防災計画

防災面で特に配慮の必要な建築物(高層の建築物や不特定多数の人が利用する建築物)について、その安全性確保のために建築防災計画書を作成する必要があります。建築物の計画が、建築基準法、消防法等に適合しているかどうかをチェックするのみでなく、建築物の特性を考慮して総合的な見地から安全を確保することを目的に作成するよう指導しています。また、高さ45メートルを超える建築物や高次医療機関の建築物に対してヘリコプターの屋上緊急離着陸場の設置に係る指導もしています。

建築防災計画の作成指導件数（建築物数）

年	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
件 数	13	6	6	4	3	9

ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置箇所

(平成25年4月1日現在)

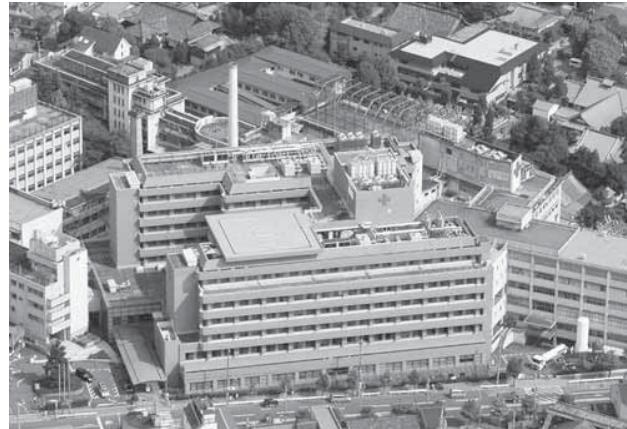
行政 区	緊 急 離 着 陸 場
上 京	京都府立医科大学附属病院
中 京	京都市立病院（注）
東 山	ウェスティン都ホテル京都
東 山	京都第一赤十字病院
下 京	JR京都駅ビル（ホテル）
下 京	JR京都駅ビル（百貨店）
南	日本電産株式会社
西 京	三菱京都病院
伏 見	京セラ株式会社

行政 区	緊急救助用スペース
中 京	京都ホテルオークラ

備考 緊急離着陸場：災害防御活動等に際し、ヘリコプターが離着陸できる要件を備えた建築物の屋上スペース

緊急救助用スペース：ホバリングによる救助活動等を行えるような要件を備えた建築物の屋上スペース

（注）運用準備中



緊急離着陸場（京都第一赤十字病院）

防 災 規 制

劇場、旅館、ホテル、病院、福祉施設、飲食店などで使用するカーテン、暗幕、じゅうたん等、どん帳、布製ブラインド、展示用合板、舞台で使用する大道具用の合板、工事中の建築物で使用する工事用シートは防炎性能を有することが義務付けられており、関係業者に対する指導を行っています。また、京都市火災予防条例により、旅館、ホテル、病院等で使用する寝具類は、防炎性能を有するものを使用するよう努力規定が設けられており、関係対象物に対する指導を行っています。

防炎加工したものには、次のようなラベルが付いています。

- カーテン、暗幕、どん帳、合板、布製ブラインド、じゅうたん等



- 寝具類(敷布、カバー類、ふとん類、毛布類)、テント類、シート類、幕類、非常持出袋、防災頭巾、衣服類、布張家具類、自動車・オートバイ等のボディカバー等



消防用設備等の指導

消防法及び京都市火災予防条例では、火災が発生した際にいち早く火災を知らせ、消火活動や避難を促すとともに、これらを安全かつ確実に行うために防火対象物の関係者に対して消防用設備等の設置及び維持管理を義務付けています。

建築物の計画・設計時の事前相談、設置指導、完成検査の実施により適正な消防用設備等の設置を図るとともに、点検結果報告などを通じて適正な維持管理の指導に努めています。

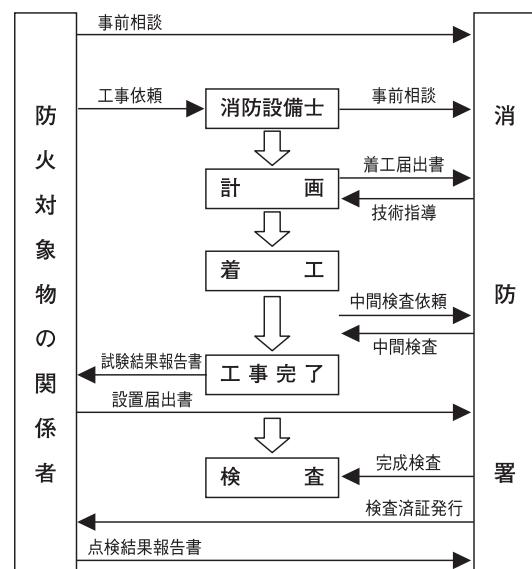
消防用設備等の性能規定化

近年、防火対象物が大規模化、高層化、深層化、複合化するとともに、その用途、利用形態、利用時間等の多様化が著しく進み、消防用設備等の技術上の基準では想定していないような防火対象物が増加しています。これらの防火対象物では、火災等の災害発生時に避難・消火活動が極めて困難になることが予測され、防火対象物の実態に応じた設備の設置が必要となります。

こうした状況に対応するため、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定化が導入され、消防用設備等の技術基準に適合しないものであっても、通常用いられる消防用設備等と同等以上の性能があることが確認できれば、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができるようになっています。

性能規定化で設置が可能な設備の例としては、パッケージ型消火設備、共同住宅用自動火災報知設備、加圧防排煙設備などがあります。

防火対象物の実態に応じた設備の設置を指導し、安全の確保に努めています。



消防用設備等の設置状況（法令等の義務により設置済みの防火対象物数）

(平成25年4月1日)

		北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見	計
消火設備	屋内消火栓設備	225	246	475	629	199	253	552	498	458	181	704	4,420
	スプリンクラー設備	52	48	84	161	22	65	147	49	82	51	130	891
	水噴霧消火設備等	78	104	183	325	67	116	323	212	210	93	300	2,011
	屋外消火栓設備	3	5	19	4	1	12	7	33	12	5	39	140
	動力消防ポンプ設備	5	2	2	4	1	7	4	22	27	0	5	79
警報設備	自動火災報知設備	1,326	1,328	2,152	2,589	1,200	1,260	2,019	2,209	2,261	1,160	3,076	20,580
	ガス漏れ火災警報設備	3	20	20	21	12	7	35	6	9	5	7	145
	漏電火災警報器	349	99	491	107	158	248	139	199	357	165	361	2,673
	消防機関へ通報する火災報知設備	77	52	170	95	63	73	124	56	119	67	161	1,057
避難設備	非常警報器具・設備	425	364	632	809	299	436	611	434	752	489	996	6,247
	避難器具	527	437	824	1,071	579	394	849	539	736	485	993	7,434
	誘導灯	1,144	1,310	1,822	2,960	1,333	934	2,073	1,278	1,630	995	2,214	17,693
消防用水		1	15	5	1	2	2	10	18	14	3	10	81
消火活動上必要な施設	排煙設備	9	6	14	18	8	12	22	13	13	9	28	152
	連結散水設備	15	14	20	17	15	8	21	7	12	5	13	147
	連結送水管	73	285	162	780	78	158	791	277	303	101	381	3,389
	非常コンセント設備	37	121	86	223	33	46	243	54	70	35	107	1,055
	無線通信補助設備	1	0	1	2	0	0	2	0	0	0	2	8

消防用設備等設置資金融資制度

消防用設備等の新設・改修・更新に必要となる資金を融資する制度で、次のものなどが対象となります。

- 消防の用に供する機械器具等の型式失効に伴い、設置されている消防用設備等を更新する場合
- 消防法令の改正により、消防用設備等を新たに設置する場合

消防用設備等の点検・報告制度

消防用設備等は、いつ火災が発生してもその機能が有効かつ確実に働かなければなりません。そのため日頃の維持管理が大切です。消防法では、防火対象物の関係者に対し、消防用設備等の定期的な点検・報告や不備事項の整備など、適切な維持管理を行うことを義務付けています。

なお、一定規模以上の防火対象物では、点検や整備に高度な知識・技術が必要とされることから消防設備士に点検と整備を、消防設備点検資格者に点検を行わせることとされています。

ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムの設置指導

ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムとは、火災発生時に、音や光、振動等を用いて、いち早く火災の発生や避難する方向等を知らせることにより、高齢者や子どもなどあらゆる人々が様々な場面で、より安全で確実に避難できるように設計された避難誘導システムです。

<避難誘導システムの例>



光走行式避難誘導装置

廊下の床などへ設置されているランプが点滅走行し、避難方向を示します。

音声警報付非常放送設備

火災のとき、手動による放送以外に自動的に音声による放送も行うことができます。



点滅形誘導音装置付誘導灯

点滅する強い光や誘導音声で避難口を知らせます。



携帯式バイブレーター等

火災のときに

- ① フラッシュランプ付き時計が点滅
- ② ポケットに入れた非常放送受信装置が振動
- ③ バイブルーター(枕元)が振動

危険物及び高圧ガス等の安全指導

危険物の安全指導

消防法で定める危険物(以下「危険物」という。)は、ガソリンや灯油のように普段の生活の中で必要不可欠なものや、工場等の生産活動において使用されるものなど様々な物質がありますが、ひとたび災害が発生した場合には、市民生活を破壊するほか、尊い生命までも奪ってしまいます。

この危険物による災害を防止し安全に管理するため、危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等における許可や届出に際しては、消防法令に規定する技術基準の適合性を審査し、完成検査を行い、安全な施設となるよう設置指導を行っています。

危険物施設等の状況

(平成25年4月1日現在)

行政 区 分	製 造 所	貯 藏 所							取 扱 所				合 計	少 量 取 扱 所	総 計		
		屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	小 計	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	一 般	小 計			
北	2	8		2	22		12	2	46	18			4	22	70	216	286
上京		8		1	18		3		30	9	5		6	20	50	212	262
左京		33	1	3	30				67	26	2		16	44	111	275	386
中京		29		3	29		10		71	8	4	1	13	26	97	265	362
東山	4	14	4	4	22		1	3	48	2	3		8	13	65	129	194
山科	2	28		2	21		8	1	60	25	1		7	33	95	237	332
下京	1	7		9	25		8		49	17	1		7	25	75	253	328
南	6	155	6	4	91		76	3	335	67	5		46	118	459	625	1,084
右京	4	56	13	2	75	1	15	2	164	32	1	1	31	65	233	340	573
西京		7		2	18		8		35	23			6	29	64	218	282
伏見	10	92	36	4	117		66	12	327	74	1		47	122	459	552	1,011
総 計	29	437	60	36	468	1	207	23	1,232	301	23	2	191	517	1,778	3,322	5,100

■ 危険物施設の定期点検制度

完成時には安全な施設であったとしても、維持管理が十分でないと思わぬ事故を招きます。

そこで、定期点検が義務付けられている施設の関係者に対しては、定期点検の確実な実施を指導し、定期点検の義務のない施設の関係者に対しても、自主点検を実施するよう指導しています。

■ 危険物を取り扱う事業所への指導

全国の危険物施設における火災の発生原因の中で、ヒューマンエラーに起因するものが約6割を占めていることから、隨時立入検査を行い、危険物の貯蔵、取扱いに係る消防法令違反の是正指導を実施するとともに、講習会や自衛消防訓練指導等を通じて、危険物取扱者等の保安意識の向上を図っています。

■ 少量危険物取扱所の設置指導

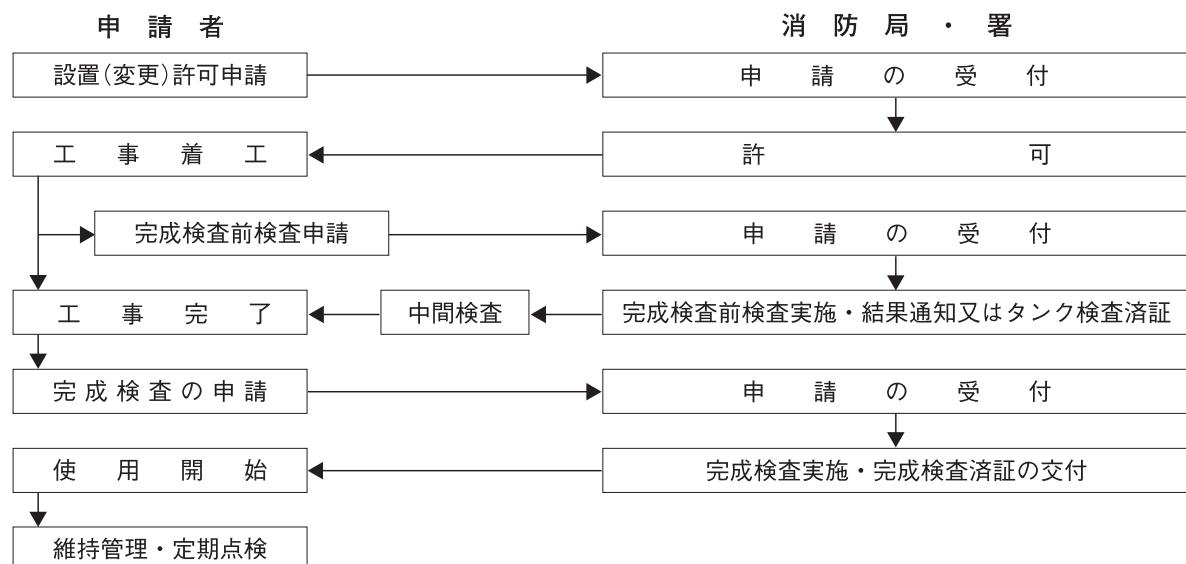
危険物はそれぞれの危険性を考慮して、危険物ごとに規制する数量(以下「指定数量」という。)が定められており、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は市長の許可が必要です。

しかし、指定数量未満の貯蔵、取扱数量であっても、引火等の危険性は同じです。指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所は、少量危険物取扱所として京都市火災予防条例に基づく基準を遵守するよう指導しています。

■ 危険物の安全な取扱いの普及啓発

しみ落とし作業等で低引火点危険物を使用する事業所(家内工業を含む。)や、暖房用の灯油を使用する一般家庭に対しても、査察や訪問防火指導等を通じて貯蔵、取扱い等の安全知識の普及を図っています。

危険物施設の設置等の手続



危険物給油取扱所立入検査



危険物地下タンク貯蔵所中間検査

高压ガス及び都市ガスの安全指導

最近における市民生活の燃料事情は、多様化していますが、手軽で環境にやさしいクリーンエネルギーとしてガスの需要が増加しています。

■ 高圧ガス関係事業所及びLPGガス販売事業所に対する防災指導

高压ガス保安法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づき、各行政庁によるガス施設の安全指導が行われているほか、当局においても立入検査等を通じて火災予防及び災害発生時の応急措置体制の確立について防災指導を行っています。

■ ガス会社との連絡協調

都市ガス供給会社とは、定期に協議会を開催し、ガス保全般について要望や指導を行っているほか、「ガス事故の保安対策に関する申し合わせ」を文書で行い、連携してガス事故に対処しています。

■ 市民に対する安全指導

市内で発生しているガス事故の多くは、ガス器具の操作ミスや不注意により起こっていることから、防災指導等の機会を通じて、ガス器具を正しく使うための安全指導を行っています。